

国港計第52号-6

令和5年11月17日

呉港港湾管理者 呉市

代表者 呉市長 新原 芳明 殿

国土交通大臣 斉藤 鉄夫

呉港の港湾計画について(通知)

令和5年10月2日付け呉産港第331号をもって提出のあった呉港の港湾計画について、港湾法第3条の3第7項の規定に基づき下記のとおり通知します。

記

当該港湾計画については、港湾法第3条の2の「港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針」等に適合しており、その他当該港湾の開発、利用又は保全上適当であるため、変更すべきことを求めない。

吳港港湾計畫書

— 一部變更 —

令和5年10月

吳港港湾管理者
吳 市

本計画書は、港湾法第三条の三の規定に基づき、

- ・平成 12 年 7 月 呉市地方港湾審議会
- ・平成 12 年 11 月 港湾審議会第 174 回計画部会

の議を経、その後の変更については

- ・平成 15 年 2 月 呉市地方港湾審議会
- ・平成 20 年 2 月 呉市地方港湾審議会
- ・平成 21 年 6 月 呉市地方港湾審議会
- ・平成 23 年 6 月 呉市地方港湾審議会
- ・平成 26 年 2 月 呉市地方港湾審議会
- ・平成 28 年 10 月 呉市地方港湾審議会
- ・平成 30 年 11 月 呉市地方港湾審議会
- ・令和 2 年 9 月 呉市地方港湾審議会
- ・令和 5 年 10 月 呉市地方港湾審議会

の議を経た呉港の港湾計画の一部を変更するものである。

目 次

I	変更理由	1
II	港湾施設の規模及び配置	2
1	公共埠頭計画	2
2	フェリー及び旅客船埠頭計画	3
3	水域施設計画	4
4	小型船だまり計画	5
III	港湾の環境の整備及び保全	6
1	港湾環境整備施設計画	6
IV	土地造成及び土地利用計画	7
1	土地造成計画	7
2	土地利用計画	7
V	その他重要事項	8
1	国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設	8
2	大規模地震対策施設計画	9

I 変更理由

複合一貫輸送による物流の効率化と安定した輸送体系の確保のため、阿賀マリノポリス地区において、公共埠頭計画、水域施設計画、小型船だまり計画、港湾環境整備施設計画、土地造成及び土地利用計画、大規模地震対策施設計画を変更する。

II 港湾施設の規模及び配置

1 公共埠頭計画

1-1 阿賀マリノポリス地区

RORO船による紙・パルプ等の内貿貨物を取り扱うとともに、鋼材等の外内貿貨物を取り扱うため公共埠頭を次のとおり計画する。

水深9 m 岸壁1バース 延長240 m [既設の変更計画]

水深7.5 m 岸壁1バース 延長130 m [既設]

水深5.5 m 岸壁1バース 延長100 m [新規計画]

埠頭用地 10 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

(うち7 ha 既設) [既設の変更計画]

既設

水深7.5 m 岸壁2バース 延長260 m

埠頭用地 7 ha (荷さばき施設用地及び保管施設用地)

2 フェリー及び旅客船埠頭計画

2-1 阿賀マリノポリス地区

フェリー埠頭について、既定計画のとおりとする。

水深4.5m ドルフィン1バース [既設]

埠頭用地 1ha (旅客施設用地1ha、荷さばき施設用地及び保管施設用地1ha) [既設]

既設

水深4.5m ドルフィン1バース

埠頭用地 1ha (旅客施設用地1ha、荷さばき施設用地及び保管施設用地1ha)

3 水域施設計画

公共埠頭計画に対応して、航路、泊地及び航路・泊地を次のとおり計画する。

3-1 航路

阿賀マリノポリス地区

水深9m 幅員100m [新規計画]

3-2 泊地

阿賀マリノポリス地区

水深9m 面積1ha [新規計画]

水深5.5m 面積1ha [新規計画]

3-3 航路・泊地

阿賀マリノポリス地区

水深9m 面積13ha [新規計画]

水深5.5m 面積4ha [新規計画]

4 小型船だまり計画

4-1 阿賀マリノポリス地区

プレジャーボート、漁船等の利便性向上及び海域の適正利用を図るため、以下の施設について計画を変更する。

阿賀マリノポリス船だまり

防波堤 延長850m [既設]

小型栈橋 4基 [既定計画]

船揚場 45m [既設]

埠頭用地 2ha [既設の変更計画]

既設

阿賀マリノポリス船だまり

防波堤 延長850m

船揚場 45m

埠頭用地 2ha

Ⅲ 港湾の環境の整備及び保全

1 港湾環境整備施設計画

良好な港湾の環境整備を図るため、以下の施設について計画を変更する。

阿賀マリノポリス地区 緑地 3 h a [既設の変更計画]

既設

阿賀マリノポリス地区 緑地 4 h a

IV 土地造成及び土地利用計画

港湾施設の計画に対応するとともに、多様な機能が調和し、連携する質の高い港湾空間の形成を図るため、土地造成計画及び土地利用計画を次のとおり計画する。

1 土地造成計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
阿賀 マリノ ポリス	(1) 1					(1) 1

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地造成計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

2 土地利用計画

(単位：ha)

用途 地区名	埠頭 用地	港湾 関連 用地	工業 用地	交通 機能 用地	緑地	合 計
阿賀 マリノ ポリス	(12) 12	(10) 10	(20) 20	(3) 4	(3) 3	(47) 49

注1) ()は、港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する地域の保全に、特に密接に関連する土地利用計画で内数である。

注2) 端数整理のため、内訳の和は必ずしも合計とはならない。

注3) 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

V その他重要事項

1 国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設

今回計画している施設のうち、国際海上輸送網又は国内海上輸送網の拠点として機能するために必要な施設は以下のとおりである。

阿賀マリノポリス地区

岸壁 水深9 m 1バース 延長240 m [既設の変更計画]

航路 水深9 m 幅員100 m [新規計画]

泊地 水深9 m 面積1 ha [新規計画]

航路・泊地 水深9 m 面積13 ha [新規計画]

2 大規模地震対策施設計画

今回計画している施設のうち、以下の施設について、大規模地震が発生した場合に物資の緊急輸送、住民の避難等に供するため、大規模地震対策施設として計画する。

阿賀マリノポリス地区

水深 9 m 岸壁 1 バース 延長 2 4 0 m [既設の変更計画]

緑地 3 h a [既設の変更計画]

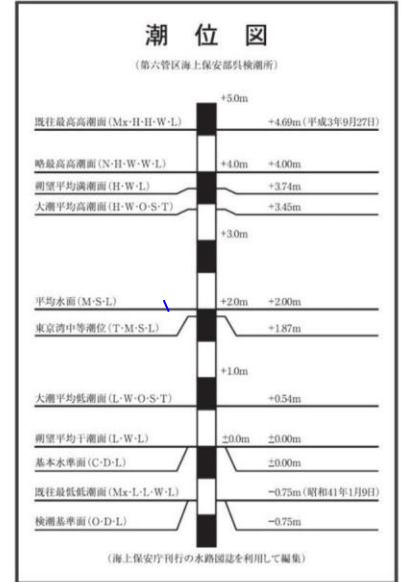
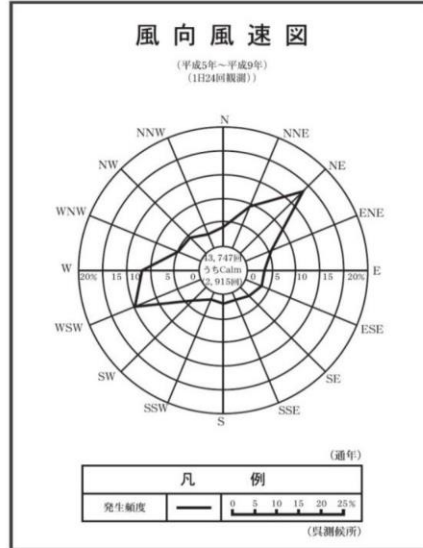
既設

水深 7. 5 m 岸壁 1 バース 延長 1 3 0 m

緑地 4 h a

呉港港湾計画位置図

S=1:125,000



呉市公告第101号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定に基づき、呉港港湾計画の変更の概要を次のとおり公告する。

令和5年11月30日

呉港港湾管理者 呉市
代表者 呉市長 新原 芳明



1 港湾計画の変更の概要

平成12年呉市公告第130号によりその概要を公告した呉港港湾計画について変更した事項は、次のとおりである。

(1) 公共埠頭計画

地区名	計画
阿賀マリノポリス	水深9m 岸壁1バース 延長240m [既設の変更計画]
	水深7.5m 岸壁1バース 延長130m [既設]
	水深5.5m 岸壁1バース 延長100m [新規計画]
	埠頭用地 10ha（荷さばき施設用地及び保管施設用地）（うち7ha既設） [既設の変更計画]

(2) 水域施設計画

地区名	種別	計画
阿賀マリノポリス	航路	水深9m 幅員100m [新規計画]
	泊地	水深9m 面積1ha [新規計画]
		水深5.5m 面積1ha [新規計画]
	航路・泊地	水深9m 面積13ha [新規計画]
	水深5.5m 面積4ha [新規計画]	

(3) 小型船だまり計画

地区名	計画
阿賀マリノポリス	防波堤 延長 850m [既設]
	小型栈橋 4基 [既定計画]
	船揚場 45m [既設]
	埠頭用地 2ha [既設の変更計画]

(4) 港湾環境整備施設計画

地区名	計画
阿賀マリノポリス	緑地 3ha [既設の変更計画]

(5) 土地造成計画

地区名	面積 (ヘクタール)	用途
阿賀マリノポリス	1	埠頭用地

(6) 土地利用計画

地区名	面積 (ヘクタール)	用途
阿賀マリノポリス	12	埠頭用地
	10	港湾関連用地
	20	工業用地
	4	交通機能用地
	3	緑地

(7) 大規模地震対策施設計画

地区名	計画
阿賀マリノポリス	水深9m 岸壁1パーズ 延長240m [既設の変更計画]
	緑地 3ha [既設の変更計画]

2 港湾計画の縦覧の場所

呉市中央4丁目1番6号 呉市産業部港湾漁港課

3 港湾計画の縦覧の期間

令和5年11月30日(木) 8時30分から

令和5年12月 8日(金) 17時15分まで